

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

概要

目的: 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増税分を財源として活用した新たな財政支援制度を創設

設置根拠: 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」
 （「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正）

予算規模: 904億円（うち国2/3、都道府県1/3）
 各都道府県への配分方法は、基礎的要因（人口、高齢者増加割合等）と政策的要因（都道府県計画の評価）を勘案

その他: 都道府県に基金を造成、都道府県が毎年度事業計画を策定して実施
 平成26年度は医療のみ、介護は平成27年度から実施。地域医療構想の策定後に更なる拡充を検討。（27以降の予算規模は不明）

	国	都道府県	合計
消費税分	362.4億円	181.2億円	543.7億円
上乗せ分	240億円	120.0億円	360.0億円

※上乗せ分120億の財源措置は未定

対象事業

1 病床の機能分化・連携のために必要な事業

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等

2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

(1) 在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業
 (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等

3 医療従事者等の確保・養成のための事業

(1) 医師確保のための事業
 (2) 看護職員の確保のための事業
 (3) 介護従事者の確保のための事業
 (4) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業

交付の条件

1 国が定める総合確保方針及び左記の対象事業に合致

2 官民に公平に配分

- ・都道府県計画において、公的・民間の割合・額を明示
- ・当該割合についての経緯・理由、それに対する都道府県の見解を付す

3 都道府県計画の公平性・透明性の確保

- ・官民を問わない幅広い地域の関係者から意見聴取（医療を受ける立場にある者、医療保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等）、学識経験を有する者 等

4 実施について検討しなければならない事業の指定

- ・地域包括ケアの推進等のため特に必要と考えられる事業
- ・医療介護総合確保推進法案により新たに法律に位置付けられた事業（地域医療支援センター、医療勤務環境改善支援センター）

スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国			医療法改正			総合確保方針提示	基金交付要綱発出	内示		交付決定		
県	関係団体へ意見照会	国ヒアリング	関係団体との協議				26県計画策定			基金造成	26事業補正の実施	27県計画策定

